

高知県移動野生鳥獣食肉一次処理車取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動車に施設又は設備を設け、営業予定地を移動しながら野生鳥獣の解体を行う営業について、その取扱方法を定めることにより、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運用を図り、これらの営業による食品衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「移動処理車」とは、野生鳥獣のうち狩猟鳥獣を解体処理するための施設又は設備を設けた道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）をいう。

2 この要綱において「解体処理」とは、と殺、放血、内臓摘出及び剥皮（第4条において「一次処理」という。）を指すものとし、背割り、脱骨、分割、細切及び包装（以下「二次処理」という。）並びに食肉販売は含めない。

3 この要綱において「最大処理頭数」とは、営業予定地で一度に衛生的に処理及び冷蔵保管をすることが可能な最大の頭数をいう。

4 解体処理をすることができる狩猟鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第7項に定めるもののうち、食用に供することができるものとする。

(営業の種類)

第3条 移動処理車による営業許可対象業種は、食肉処理業のみとする。

(営業の許可等)

第4条 移動処理車により野生鳥獣の一次処理を業として営む者は、法第52条の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、申請者の住所地を管轄する保健所長が行うものとする。申請者の住所地が他の都道府県等にある場合又はその他特別な理由があると認められる場合にあつては、主たる営業地を管轄する保健所長が行うものとする。

3 営業許可申請書は、高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）別記第4号様式によるものとし、営業所の所在地の欄には主たる営業場所又は区域を、備考の欄には移動処理車の型式及び自動車登録番号又は車両番号を記載しなければならない。また、営業許可申請書には、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に定めるもののほか、別記第1号様式による営業予定地等の届出書を添えなければならない。

4 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 許可の有効期間は5年とすること。

(2) 移動処理車で行う処理は、一次処理までとすること。

(3) 移動処理車で一次処理を行った野生鳥獣食肉は、原則として、県内の食肉処理を行う専用施設を有する営業許可施設に搬入し、二次処理を行うこと。

5 営業許可証の許可の条件欄に「野生鳥獣の一次処理に限る」と記載することとする。
(変更の届出)

第5条 前条第3項の営業許可申請書により申請した事項に変更があるときは、速やかに別記第2号様式による営業予定地等申請事項変更届を提出しなければならない。

(営業者が遵守すべき公衆衛生上講ずべき措置の基準)

第6条 営業者が遵守すべき公衆衛生上講ずべき措置の基準は、高知県食品衛生法施行条例(平成12年条例第10号。次条において「条例」という。)別表第1に定めるとおりとする。

(移動処理車の施設基準)

第7条 移動処理車の条例第4条に規定する営業施設の基準は、営業形態の特殊性を考慮し、同条ただし書の規定を適用することとし、その場合における基準は別表に定めるとおりとする。

(監視指導)

第8条 保健所長は、保健所間の連絡を密にし、移動処理車による処理行為が機動性を有し広範囲にわたることを踏まえ、営業中の実態を把握し、固定店舗と同様に監視指導を行うものとする。

2 違反を発見したときは、許可をした保健所長に通報するものとする。

3 営業許可証は、許可を受けていることを容易に確認できるようにするため、移動処理車の見やすい場所に掲示しなければならない。

(行政処分)

第9条 営業許可の取消し、営業の禁止及び停止並びに施設の改善命令は、許可を行った保健所長が行うものとする。

2 前項の処分以外の処分及び違反食品の廃棄は、監視を行った保健所長が行うものとする。

3 監視を行った保健所長が監視の結果第1項の行政処分を行う必要があると認めるときは、許可を行った保健所長にその旨通報するものとする。

4 第1項又は第2項の処分若しくは処分を行った保健所長は、その処分の結果を関係保健所長に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

別表（第7条関係）

1 施設の構造等

- (1) 移動処理車の保管場所は、不潔な場所に位置しないこと。
- (2) 移動処理車の食肉の処理に供する部分（以下「作業室」という。）は、金属製材料又は合成樹脂製材料により作られ、固定されていること。
- (3) 作業室は専用とし、他の施設と明確に区分され、作業が能率的にできる構造で、取扱量に応じ、必要な広さを有すること。
- (4) 防そ、防虫及び防じんの設備が十分であること。

2 作業室の構造及び設備

- (1) 天井及び内壁は、耐水性の材料で作られ、平滑で清掃が容易であること。また、天井は作業者が起立した状態で能率的に作業ができるように十分な高さを有すること。
- (2) 床面は、耐水性の材料で作られ、排水が良好で清掃が容易であること。
- (3) 使用に適した流水式で消毒薬等を備えた手洗設備を設けること。
- (4) 使用に適した流水式の器具容器洗浄設備及び器具容器消毒設備を設けること。
- (5) と体及び枝肉に直接接触するナイフ等の機械器具類を作業中に消毒する設備として、摂氏83度以上の温湯を給湯することができる設備又は煮沸式消毒槽を設けること。

なお、煮沸式消毒槽は前号の器具容器消毒設備を兼ねることができる。

- (6) と体及び枝肉を懸吊することができる設備を設けること。
- (7) 採光又は照明が十分であること。
- (8) ばい煙、蒸気等の発散する箇所の上部には、十分な能力の換気装置を設けること。
- (9) 温度計を備えること。
- (10) 専用の清潔な外衣、帽子及び履物を備えること。

3 食品の取扱設備

- (1) 野生鳥獣食肉が接触する設備及び器具は、専用のものを備えること。
- (2) 取り扱う野生鳥獣の種類、最大処理頭数等に応じた機械器具及び容器を備えること。
- (3) 移動し難い機械器具類は、作業及び洗浄又は清掃が容易な位置に配列すること。
- (4) と体又は枝肉に直接接触する器具及び容器は、その構造、材質等が衛生的に良好で、洗浄及び消毒が容易であること。
- (5) 器具及び容器包装を衛生的に保管することができる設備を設けること。
- (6) 自家発電により冷却能力のある冷蔵設備を設け、外部から容易に計測することができる温度計を備えること。

4 給水設備及び汚物処理設備

- (1) 使用水が十分供給できる容量の給水タンクを設けること。水道水以外の水を使用

するときは、滅菌装置等により殺菌された水を使用し、使用水の水質検査の結果、飲用に適すると認められたものであること。

- (2) 十分な容量の排水タンクを設け、排水は適切に処理すること。
- (3) タンク容量は、最大処理頭数に応じた容量とし、給水タンクは1頭当たり100リットル以上、排水タンクはそれと同等の容量以上とすること。
- (4) 給水タンクの残水量が分かる水量計を備えること。
- (5) と体等を十分に洗浄することができる高圧洗浄機を備えること。
なお、と体等を洗浄する場合にあっては、使用水が周辺に飛散しないようにし、排水は排水タンクに入れること。
- (6) 不浸透性材料で作られ、蓋付きで十分な容量があり、汚液及び汚臭が漏れない構造の廃棄物容器を備えること。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号

住所

フリガナ

氏名

（ 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 ）

屋号

車両番号

電話番号

営業予定地等の届出書

高知県移動野生鳥獣食肉一次処理車取扱要綱第4条第3項の規定により、移動処理車の営業予定地等を届け出ます。

記

- 1 営業予定市町村名
- 2 二次処理施設
 - (1) 営業者氏名
 - (2) 営業所所在地
 - (3) 営業の種類
 - (4) 許可番号
- 3 移動処理車の保管場所
- 4 処理を予定する野生鳥獣種及び最大処理頭数

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号

住所

フリガナ

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所

在地、名称及び代表者の職・氏名

電話番号

営業予定地等申請事項変更届

次のとおり変更がありましたので、高知県移動野生鳥獣食肉一次処理車取扱要綱第5条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

変更があった事項		営業予定地・二次処理施設・ 移動処理車の保管場所・ 処理する野生鳥獣種及び最大処理頭数	
営業所の所在地		電話番号	
営業所の名称、屋号又は商号			
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1	第 号 年 月 日		
2	第 号 年 月 日		
3	第 号 年 月 日		
変更 内容	変更前		
	変更後		
変更年月日		年 月 日	
その他参考事項			

- 注 1 「変更があった事項」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「営業所の名称、屋号又は商号」欄は、フリガナを付けてください。
 3 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。